

第 4 章

計画の推進方策

1 推進体制

(1) 市・事業者・市民三者の連携の促進

本計画を着実に推進し、環境への負荷の少ないうるおいとやすらぎのある都市づくりを進めていくためには、何よりも市民・事業者の積極的な参加・協力が不可欠である。

ア そのため、計画に掲げた個別分野に応じて、市と市民・事業者及び関係機関等で構成する協議会を設置し（現在設置されているものについては、その協議会を中心として）、各分野における施策・事業の推進を図っていく。

イ 市・事業者・市民相互の日常的な連携と交流を促進するため、環境保全活動センター等、情報提供、相談機能を持つ、学習・交流の場の充実を図る。

(2) 行政における推進体制の整備

本計画の効果的な推進及び総合的な調整を行うため、関連局区で構成する環境管理計画推進会議により、本計画に掲げた施策・事業の着実な推進を図っていく。

また、広域的な取組を必要とする事項については、今後も引き続き、国及び他の地方公共団体との協議・調整の場を活用し、その効果的な推進に努めていく。

2 開発事業等の計画段階からの環境配慮の推進

各種開発事業等の計画立案段階において、適切な環境配慮を誘導する事業調整システムや、大規模な開発事業等の計画確定段階においてその環境への影響を事前に調査、予測及び評価し、その結果に基づき環境保全に努める環境影響評価制度によって、環境に配慮した街づくりを進めることが重要である。

そのため、本計画で定める「事業別配慮指針」や「地域別配慮指針」に基づいて、事業調整システムを的確に運用するとともに、環境影響評価制度を積極的に活用することにより、本計画の着実な推進を図る。

3 調査研究及び環境監視体制の充実

複雑化、多様化する今日の環境問題に的確に対応するためには、研究体制等の充実による総合的な環境行政の展開が必要となっている。

(1) 総合的な研究体制

環境科学研究所を中心とした総合的な研究体制を充実し、国、他の地方公共団体、民間の研究機関、市内の大学等と連携した調査研究を進めるとともに、少負荷型・循環型都市の形成や地球環境問題といった新たな課題に的確に対応することができるよう、科学的知見の集積に努めていく。

(2) 監視体制

環境監視については、常時監視測定期の拡充や、地球環境問題に対応した測定項目の充実などを図るとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制の充実に取り組んでいく。

4 環境情報の整備及び情報提供機能の充実

適切な環境情報の提供は、市民・事業者が各々の役割を果たしていくために不可欠な要素である。

これまで、「横浜環境白書」、各種報告書、パンフレットを通して、大気、水質等の環境測定データ、施策・事業の展開状況、各種の環境保全活動団体の自主的な取組に関する情報など、様々な情報を提供してきた。

今後は、これまでの取組に加え、市民・事業者等の情報ニーズを的確に把握し、信頼性のある情報を効率的に提供できるよう機能の充実を図る。

また、環境保全施策の立案のための内部支援システムとして構築されている「環境情報システム」については、そのデータの充実を図るとともに、情報提供機能を整備していく。

5 計画の進行管理等

(1) 計画の進行管理における

市民意見の反映

本計画の進行管理に当たっては、横浜市環境審議会及び前述の協議会において、計画推進に関する意見を求めるとともに、本計画に掲げた目標達成のための施策の進捗状況を年次報告書として公表し、市民等からの意見については、必要に応じ、横浜市環境審議会及び環境管理計画推進会議で検討し、その反映に努める。

(2) 計画の見直し

本計画は、2010年までを計画期間とするものであるが、今後の社会経済状況や市民意識などの変化に適切に対応するため、横浜市環境審議会の意見を聴き、必要に応じ、計画の見直しを行う。